

関 係 各 位

東京都環境局 都市地球環境部
温 暖 化 対 策 担 当 課 長
(公 印 省 略)

「地球温暖化対策報告書作成説明会」の開催について

日頃より、東京都の環境行政の推進につきまして、格段の御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく、都内の全ての中小規模事業所（エネルギーの使用量が原油換算で年間 1,500kL 未満の事業所等）を対象とした地球温暖化対策報告書制度について、平成 22 年 4 月から報告書提出の受付を開始しております。

このたび、平成 23 年度の報告書提出（義務提出期限：8 月 31 日、任意提出期限：12 月 15 日）に向け、あらためて報告書の具体的な作成方法等についての説明会を下記のとおり開催することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本説明会においては、東京都からの今夏の節電対策についてもご説明させていただくとともに、報告書への節電対策の具体的な記載方法についても説明させていただく予定です。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1 開催日時

- | | | | |
|-----|--------------------|------|-------------|
| 第一回 | 平成 23 年 6 月 2 日（木） | 午前の部 | 10 時から 12 時 |
| 第二回 | 平成 23 年 6 月 2 日（木） | 午後の部 | 14 時から 16 時 |
| 第三回 | 平成 23 年 6 月 3 日（金） | 午前の部 | 10 時から 12 時 |
| 第四回 | 平成 23 年 6 月 3 日（金） | 午後の部 | 14 時から 16 時 |

※各回とも同一内容、計 4 回開催

※受付は開始時刻の 30 分前から行います。

2 開催場所

東京都庁第一本庁舎 5 階 大会議場（東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）

3 お申込み方法等

- (1) 参加を希望される方は、東京都地球温暖化防止活動推進センターのホームページの申込フォーム又は FAX にてお申し込みください。受付は先着順で行い、定員（各回 500 名）になり次第、締め切らせていただきます。

ア ホームページから申し込む場合 <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyoku/j5/5-03.php>

イ FAX で申し込む場合 別添（FAX 申込用紙）を記入の上、下記担当へ御送付下さい。

- (2) 当日会場にお越しの際は、ホームページから申し込まれた場合は、お申込みに対して東京都地球温暖化防止活動推進センターから返信された受付メールの写しを、FAX で申し込まれた場合は、申込書の写しをご持参ください。（それぞれ、写しが参加票となります。）

- (3) 制度の詳細については <http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html> をご覧ください。

【担当】

東京都地球温暖化防止活動推進センター
「地球温暖化対策報告書制度」ヘルプデスク
電話：03-5388-3408
FAX：03-5388-1384

<FAX 申込用紙>

下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX (03-5388-1384)にてお申し込みいただくことができます。

説明会当日は受付にこの参加申込書をご提出願います。

『地球温暖化対策報告書作成説明会』参加申込書

東京都地球温暖化防止活動推進センター 宛

平成23年6月2日・3日開催の地球温暖化対策報告書作成説明会へ参加を希望します。

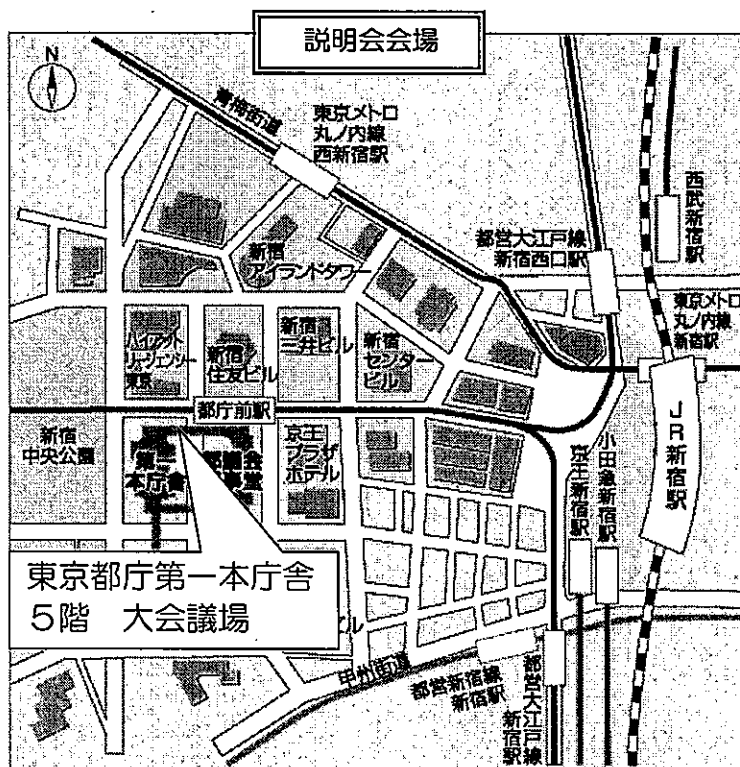
会社・団体名 _____

参加者氏名 _____ 計 _____ 名

参加希望日 6月2日 ☐午前 ・ ☐午後
 6月3日 ☐午前 ・ ☐午後

※希望日の午前・午後のいずれかに
印をつけてお申し込みください。

連絡先(電話番号) _____



会場へのアクセス

★最寄駅

- ・「JR 新宿駅」(西口から徒歩約10分)
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」
- ・新宿駅西口(地下バスのりば)から都営バス又は京王バス(都庁循環)「都庁第一本庁舎」下車
- ・JR 新宿駅新南口『新宿駅南口』バス停から新宿WEバス、『都庁本庁舎』下車

問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター
Tel : 03-5388-3408
Fax : 03-5388-1384
HP : <http://www.tokyo-co2down.jp/>

東京都からの今夏の節電対策のお願い

日頃より、東京都における地球温暖化対策に御尽力いただき、有難うございます。
都では、今般の東北地方大震災の影響により予期される今夏の電力不足に対応し、
全庁をあげて、改めて省エネ・節電のより一層の推進を図って参ります。

『地球温暖化対策報告書』を御提出される皆様におかれましては、引き続き、同報告書における地球温暖化対策メニュー等に取り組んでいただくとともに、下記「一歩踏み込んだ節電対策」を可能な限り実施していただきますよう、お願い申し上げます。

一歩踏み込んだ節電対策

(～昨夏比 15%削減に向けて～)

【照明の間引き対策】

- ・ 室内空間(オフィス、店内等) ⇒目標 1 / 2 以上の消灯
- ・ 共用部(看板、エントランス等) ⇒目標 1 / 2 以上の消灯

【空調の対策】

- ・ 温度設定の管理を徹底 ⇒目標室温 28 度
(猛暑日も温度設定を維持)
- ・ 空調時のドア閉めの徹底 ⇒冷気の漏えい防止
(常時開放した営業の防止)

【その他の対策】

- ・ 事業所の特性に応じた節電対策を追求して実施
(国・業界団体等が示す節電対策メニューも参考)

※ 次頁(裏面) もご覧下さい。

なお、今年度の『地球温暖化対策報告書』の御提出におきましては、上記に加えて、
以下の2点にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

平成23年度『地球温暖化対策報告書』提出に関するお願い

① “節電対策の記入”のお願い

⇒ 今夏に実施する節電対策を特記事項欄にご記入下さい。

※事業者様としての節電対策 → 「地球温暖化対策報告書その1」特記事項欄

※事業所ごとの節電対策 → 「地球温暖化対策報告書その2」特記事項欄

② “早期提出”のお願い

⇒ 出来る限り、7月までの御提出をお願い致します。

※提出期限：義務 8/31・任意 12/15

【東京都の「一歩踏み込んだ節電対策」のお願いについて】

節電対策については、国や業界団体等から様々な取組メニューが提示されているところでございます。東京都では、その中でも最も取り組みやすく、かつ啓発効果も期待できる“照明の間引き対策”について、特に踏み込んだ丁寧な説明をしております。

事業者の皆様におかれましては、今夏の照明の間引き対策の実施を通じて、日頃の室内空間の明るさ（照度）を見直すなど、節電対策を電気の使い方そのものを考え直す良い機会としていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

下表は、「一歩踏み込んだ節電対策」の実施チェックリストです。ご活用下さい。

照明の間引き対策の実施方法		
ステップ1		
スイッチによる照明の消灯実施	窓際照明の消灯実施	☐
	室内全体のバランスの良い消灯を実施	☐
	各スイッチの点灯範囲を明示（掲示）	☐
	常時消灯するスイッチの操作禁止措置	☐
ステップ2		
蛍光灯の間引き実施 テナントの場合は、 ビルオーナー又は管理会社 に相談	非常用照明器具確認（間引き不可）	☐
	蛍光灯器具の種類確認 （グロースタータ型は製造者に間引き相談）	☐
	間引き蛍光灯器具・箇所の選定 （多灯器具は、2灯ずつセットで間引き）	☐
	間引きの実施（必ず、消灯してから行う） ※カバー付き器具のカバーの着脱方法 や脚立等の使用方法を適宜確認	☐
照明の間引き対策の完了⇒実施前の1／2の明るさを目指しましょう！ 対策の実施前後に実際に照度測定を行い、明るさの違いを認識しましょう。		
注）間引きで外した蛍光灯は、他の蛍光灯の球切れの際に再度取り付けて使用できます。 万一、破損した場合、有害な水銀が飛散する恐れがありますので、保管には十分注意しましょう。		
空調の対策の実施方法		
温度設定の管理	温度調節器（リモコン）の操作責任者を選定	☐
	空調機の運転開始、停止時間を設定・表示	☐
	空調機の設定温度の表示（併せて節電の呼び掛け）	☐
	温度調節器（リモコン）への操作禁止措置の実施	☐
ドア・窓閉め徹底	空調時の冷気漏えい箇所の（ドア・窓等の閉切り）確認・防止	☐

<東京都の「一歩踏み込んだ節電対策」実施チェックリスト>